

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その日がとどける)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

♦告 示 保安林の指定の解除予定（造林課）

土地改良事業の認可（二件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（二件）（〃）

♦正 誤 昭和六十二年八月鳥取県告示第六百九十九号中訂正

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字カ子ヶ森九〇七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大高農業協同組合が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業大高地区暗きよ排水）を昭和六十二年十一月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県告示第九百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）才ノ木地区農業用用排水）を昭和六十二年十一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九号

岩美町が行う土地改良事業（水田農業確立対策推進事業坊谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大坂）地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称
鳥取市	団体宮ほ場整備事業高草地区ほ場整備

工事完了年月日	昭和六十年三月二十五日
---------	-------------

鳥取県告示第九百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別
区	前後別
間	前後別
敷地の幅員 (メートル)	前後別
延長 (メートル)	前後別

路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月十七日

鳥取県告示第九百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月十七日

路線名	区	間	前後別 (メートル)	下市停車		変更前
				変更後	変更前	
高橋下市停車場線	西伯郡中山町上市字尾崎二六九一	一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷
	地先から同町上市字高畦二四六一	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷
	地先まで	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷	一一地先から同町小松谷字東谷
		五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇
		一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇
		四四・〇	四四・〇	四四・〇	四四・〇	四四・〇

路線名	区間	供用開始の期日
高橋下市停車場線	西伯郡中山町上市字尾崎二六九一 地先から同字二六八地先まで	昭和六十二年十一月 十八日
鷺峰気高線	西伯郡中山町上市字尾崎二六九一 地先から同町上市字高畦二四六一 地先まで	昭和六十二年十一月 十八日

路線名	区間	供用開始の期日
鷺峰気高線	鳥取県知事 西 尾 邑 次	昭和六十二年十一月十七日

鳥取県告示第九百十四号
 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路
 課において一般の縦覧に供する。

正誤表

二 上 二十	高橋充美	高橋允美
二 上 二十一	一一三三二	六五三一

昭和六十二年八月鳥取県告示第六百九十九号（土地改良区の役員の就任
 について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 上 二十	高橋充美	高橋允美
二 上 二十一	一一三三二	六五三一